



第5章 プランの達成状況の点検及び評価



1 プランの実施体制

本プランを実施していくためには、家庭、地域、学校、事業者、行政がそれぞれの立場で、必要に応じて連携し、支援し合いながら、それぞれの期待されている役割を主体的に果たしていくことが必要です。子どもや青少年自身もそれぞれの成長や発達に応じた役割を担うことが期待されています。

子どもや青少年の育成、子育て家庭の支援に関して様々な市民、公益活動団体が幅広く活動しています。それらの活動を支援し、促進するとともに、保育所、幼稚園、学校施設等の地域資源を活用し、社会全体で取り組みを進めていく必要があります。

以上を踏まえ、市ではこども育成部を中心に関係部局からなる推進体制を整え、全庁的に計画を推進します。

2 プランの進捗状況の把握

プランの進捗状況については、こども育成部を中心に事業を評価する体制を確立し、児童福祉審議会に評価結果を報告して、着実な進行管理を行います。毎年の評価結果をホームページで公表するなど市民への情報提供を定期的に行います。

プランに定めた量の見込み（目標事業量）と、実際の状況に乖離がある場合は、児童福祉審議会における審議を通じて対応策を検討し、柔軟に見直しを行います。

